

令和5年9月7日

令和5年登米市議会定例会
9月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
報告第10号	継続費精算報告について	10
報告第11号	令和4年度登米市健全化判断比率の報告について	12
報告第12号	令和4年度登米市資金不足比率の報告について	13
報告第13号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	14
報告第14号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	18
報告第15号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	20
報告第16号	放棄した債権の報告について	21
報告第17号	放棄した権利の報告について	23
報告第18号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	24
報告第19号	株式会社いしこしの経営状況について	25
報告第20号	登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について	26
議案第77号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議案第78号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第79号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第80号	令和5年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	令和5年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	令和5年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第83号	令和5年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

議案第84号	令和5年度登米市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第85号	令和5年度登米市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第86号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第87号	登米市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例の制定について	27
議案第88号	登米市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	29
議案第89号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について	30
議案第90号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	31
議案第91号	登米市有機センター条例の一部を改正する条例について	32
議案第92号	登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について	34
議案第93号	登米市南方住民情報センター条例の一部を改正する条例について	35
議案第94号	登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	36
議案第95号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について	37
議案第96号	登米市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について	41
議案第97号	登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例の一部を改正する条例について	43
議案第98号	登米市善王寺コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について	45
議案第99号	登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について	47
議案第100号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について	48
議案第101号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	51
議案第102号	登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について	54
議案第103号	登米市豊里多目的研修センター条例の一部を改正する条例について	57
議案第104号	登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について	59
議案第105号	登米市津山林業総合センター条例の一部を改正する条例について	61

議案第 106 号	登米市公園条例の一部を改正する条例について	63
議案第 107 号	登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例について	65
議案第 108 号	登米市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について	67
議案第 109 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	69
議案第 110 号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について	71
議案第 111 号	登米市中田生涯学習センター条例の一部を改正する条例について	76
議案第 112 号	登米市高倉勝子美術館条例の一部を改正する条例について	78
議案第 113 号	登米市長沼ボート場クラブハウス条例の一部を改正する条例について	80
議案第 114 号	登米市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について	82
認定第 1 号	令和 4 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	83
認定第 2 号	令和 4 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	84
認定第 3 号	令和 4 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	85
認定第 4 号	令和 4 年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	86
認定第 5 号	令和 4 年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	87
認定第 6 号	令和 4 年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	88
認定第 7 号	令和 4 年度登米市水道事業会計決算認定について	89
認定第 8 号	令和 4 年度登米市下水道事業会計決算認定について	90
認定第 9 号	令和 4 年度登米市病院事業会計決算認定について	91
認定第 10 号	令和 4 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	92

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	高橋 いち子
住所	登米市迫町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	北條 敏夫
住所	登米市登米町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐藤 博童
住所	登米市津山町

報告第 10 号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和4年度に終了した登米市一般会計予算の継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別紙)

令和4年度 登米市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計				実績				比較			
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差
				年割額	特定財源 国県支出金		地方債	その他		一般財源	特定財源 国県支出金		地方債	その他	
8	土木費	6 住宅費	令和3年度	283,979,000	141,989,000	141,900,000	90,000	174,005,000	87,002,000	87,000,000	3,000	109,974,000	54,987,000	54,900,000	87,000
			令和4年度	150,307,000	75,153,000	75,100,000	54,000	260,280,176	130,140,000	130,000,000	140,176	△109,973,176	△54,987,000	△54,900,000	△86,176
			計	434,286,000	217,142,000	217,000,000	144,000	434,285,176	217,142,000	217,000,000	143,176	824			824
11	災害復旧費	4 その他公共施設等災害復旧費	令和2年度												
			令和3年度	130,010,000		130,000,000	10,000	110,040,000		110,100,000	△60,000	19,970,000		19,900,000	70,000
			令和4年度	25,894,000		18,800,000	7,068,000	41,782,000	34,600,000	7,068,000	△15,888,000		△15,800,000	△88,000	
			計	155,904,000		148,800,000	7,068,000	151,822,000	144,700,000	7,068,000	54,000	4,082,000	4,100,000	△18,000	

報告第 11 号

令和 4 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

(単位：%)

健全化判断比率	令和 4 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.99
連結実質赤字比率	—	16.99
実質公債費比率	8.3	25.0
将来負担比率	66.4	350.0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 12 号

令和 4 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第13号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和5年8月8日、登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月8日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項中

「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100 注	15	15 注	15
			据置型レンジ	21キロワット以下	100 注	15	15 注	15
	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0

を

「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100 注	15	15 注	15
			据置型レンジ	21キロワット以下	100 注	15	15 注	15
	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0

に

			付こんろ					
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の登米市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

報告第 14 号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和 5 年 7 月 31 日、登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年登米市条例第39号)の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

報告第 15 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和5年7月7日	令和5年6月20日、登米市豊里町新切津地内の市道において、相手方車両が走行中に、車道に生じていた舗装路面の穴を通過した際、相手方車両のタイヤ及びホイールを破損させたもの	6,248円 その余の請求を放棄

報告第 16 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和5年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和4年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
水道料金	第5号該当 (行方不明)	9人	30件	68,672円	民法の改正により、令和元年度以前に発生した債権は時効2年、それ以降に発生した債権は時効5年 合計人数のうち実人数は7人
	平成25年度	1人	7件	31,955円	
	平成28年度	1人	1件	2,016円	
	平成29年度	2人	7件	12,096円	
	平成30年度	1人	2件	3,312円	
	令和元年度	1人	3件	3,888円	
	令和2年度	2人	7件	10,857円	
令和3年度	1人	3件	4,548円		
合計		9人	30件	68,672円	

債権放棄年月日：令和5年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和4年度の放棄した債権			備考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第5号該当 (行方不明)	6人	41件	951,137円	時効3年 合計人数のうち実人数は9人
	平成9年度	1人	1件	86,000円	
	平成22年度	1人	24件	542,487円	

	平成 23 年度	2 人	14 件	291,220 円	
	平成 24 年度	1 人	1 件	3,150 円	
	平成 26 年度	1 人	1 件	28,280 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	4 人	4 件	190 円	
	平成 28 年度	4 人	4 件	190 円	
合 計		10 人	45 件	951,327 円	

債権放棄年月日：令和 5 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 4 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 3 号該当 (時効)	4 人	74 件	291,700 円	時効 2 年 合計人数のうち 実人数は 1 人
	平成 26 年度	1 人	15 件	57,000 円	
	平成 27 年度	1 人	27 件	102,600 円	
	平成 28 年度	1 人	23 件	93,700 円	
	平成 29 年度	1 人	9 件	38,400 円	
合 計		4 人	74 件	291,700 円	

債権放棄年月日：令和 5 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 4 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
高額療養費 貸付基金	第 1 号該当 (生活困窮)	1 人	1 件	181,000 円	時効 10 年 実人数 1 人
	平成 19 年度	1 人	1 件	181,000 円	
合 計		1 人	1 件	181,000 円	

報告第 17 号

放棄した権利の報告について

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成24年登米市条例第21号）第3条第1項の規定に基づき、回収納付金を受け取る権利を放棄したので、同条例第4条の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

権利放棄年月日	権利放棄の事由	権利放棄額
令和5年6月5日	第9号該当	260,359円

報告第 18 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 19 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

報告第 20 号

登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、登米市教育委員会の教育行政に関する点検及び評価の結果を別冊のとおり報告する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第 87 号

登米市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例の制定について

登米市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市放課後児童健全育成事業利用者負担金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 第 1 項の規定に基づき市が実施する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の利用者負担金（以下「利用料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時利用 登米市立小学校（以下「小学校」という。）に在籍する児童が、その保護者及び同居する親族等（18 歳未満の者を除く。）の疾病、災害、事故、冠婚葬祭等やむを得ない事由により、一時的に家庭において適切な保護を受けることが困難であると認められる場合に、放課後児童クラブを一時的に利用することをいう。
- (2) 長期休業日 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条第 1 項の規定により、登米市教育委員会が定める小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日をいう。
- (3) 振替休業日 小学校において、教育の実施上やむを得ない事情により、授業日を振り替え、休業となる日をいう。

(利用料の納入義務者)

第 3 条 利用料の納入義務者は、放課後児童クラブを利用する児童（以下「利用児童」という。）の保護者とする。

(利用料の額)

第4条 利用料の額は、利用児童1人につき別表のとおりとする。ただし、一時利用の場合は、利用児童1人につき日額150円（利用する日が土曜日、長期休業日又は振替休業日の場合にあつては、日額300円）とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯において利用児童が複数人いる場合の利用料の額は、2人目にあつては同項に定める額の半額とし、3人目以降にあつては無料とする。

（利用料の納入期限）

第5条 利用料は、規則で定める納入期限までに納入しなければならない。

（利用料の返還）

第6条 既に納入された利用料は、返還しない。ただし、利用料の額に変更が生じたときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料の免除）

第7条 市長は、規則で定めるところにより、利用料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

利用区分		利用料の額	
月曜日から金曜日まで	長期休業日以外	1月当たり3,000円	
	長期休業日	学年始休業日	1期間当たり1,500円
		夏季休業日	1期間当たり7,200円
		冬季休業日	1期間当たり1,800円
		学年末休業日	1期間当たり1,500円
土曜日	1月当たり1,200円		

備考

- 1 同一の月に、月曜日から金曜日までの項の長期休業日以外及び長期休業日の利用区分で放課後児童クラブを利用した場合は、その両方の利用料を徴収する。
この場合において、長期休業日の利用料は、半額とする。
- 2 放課後児童クラブの利用を新たに開始し、又は利用を解除した場合の利用料は、日割りにより計算した額とする。ただし、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

議案第 88 号

登米市長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例の制定について

登米市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 政令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、複数年にわたり契約を締結する必要があるもの又は毎年度当初から物品を借り入れ、若しくは役務の提供を受ける必要があるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機、複写機、車両その他の物品の借入れに関する契約
- (2) 施設（附帯設備を含む。）の保守、清掃、警備等の施設の維持管理に係る業務、物品の保守に係る業務その他の役務の提供を受ける業務に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

登米市印鑑条例の一部を改正する条例について

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市印鑑条例の一部を改正する条例

登米市印鑑条例（平成17年登米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

第14条中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付の項から身分証明の項まで、租税及び公課に関する証明手数料の項から営業に関する証明手数料の項まで、公簿、公文書の閲覧手数料の項、公簿、公文書の謄写手数料の項及び農業振興地域に関する証明手数料の項中「200円」を「300円」に改め、同表ごみ処分手数料（許可及び直接搬入ごみ）の項を次のように改める。

ごみ処分手数料（許可及び直接搬入ごみ）		10キログラムにつき。ただし、ごみ処分手数料を算出する基礎となる数量は、1キログラムの桁を四捨五入した10キログラム単位の数量とし、10キログラムに満たないときは、10キログラムとみなす。
許可業者搬入ごみ	140円	
事業者直接搬入ごみ	140円	
一般家庭直接搬入ごみ	70円	
（BSE）特定危険部位	300円	
（BSE）肉骨粉	450円	

別表その他の証明手数料の項中「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 91 号

登米市有機センター条例の一部を改正する条例について

登米市有機センター条例（平成17年登米市条例第166号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市有機センター条例の一部を改正する条例

登米市有機センター条例（平成 17 年登米市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第 6 条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第 7 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同項第 1 号中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 2 項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に改める。

第 8 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用に」を「利用に」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 使用料の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

第 10 条ただし書中「使用者」を「利用者」に、「使用できなかった」を「利用できなかった」に改める。

第 11 条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

利用区分	単位	使用料
施設使用料	きゅう肥搬入量 1 トン当たり	900 円
運搬車込み施設使用料	きゅう肥搬入量 1 トン当たり	1,200 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の登米市有機センター条例第6条第1項の規定によりされた許可は、改正後の登米市有機センター条例（以下「新条例」という。）第6条第1項の規定によりされた許可とみなす。
- 3 新条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 92 号

登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例について

登米市児童活動センター条例（平成20年登米市条例第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市児童活動センター条例の一部を改正する条例

登米市児童活動センター条例（平成20年登米市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

津山児童活動センター	登米市津山町柳津字本町57番地1
------------	------------------

第5条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 市内に居住し、又は登米市立小学校に在籍する児童

第7条第1項第1号中「午前8時30分」を「午後1時」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 93 号

登米市南方住民情報センター条例の一部を改正する条例について

登米市南方住民情報センター条例（平成17年登米市条例第21号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市南方住民情報センター条例の一部を改正する条例
登米市南方住民情報センター条例（平成17年登米市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「学校」を「市内の学校」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

登米市南方住民情報センター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
シアターホール	600円
編集室	300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市南方住民情報センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 94 号

登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例について

登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第25号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「学校、幼稚園、保育所」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

豊里鵠波コミュニティセンター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的ホール	750 円
研修室兼視聴覚室	200 円
和室研修室	300 円
生活改善室	200 円
ゲートボール場（屋内）	1 面 450 円
ゲートボール場（屋外）	1 面 300 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市豊里鵠波コミュニティセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 95 号

登米市公民館条例の一部を改正する条例について

登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市公民館条例の一部を改正する条例

登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第9条中「前納」を「納付」に改め、同条ただし書を削る。

第10条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間あたり）
迫公民館	研修室	250円
	集会室	200円
	講習室	300円
	料理講習室	250円
	大会議室	700円
	小会議室	200円
	視聴覚室	200円
	音楽室	200円
	軽運動場	1,050円
新田公民館	体育館	900円
	会議室	200円
	和室	300円
	調理実習室	200円
森公民館	多目的ホール	450円

	打合室	250 円
	和室 1	300 円
	和室 2	300 円
	調理実習室	300 円
	体育館	1,050 円
登米公民館	談話室	200 円
	視聴覚室	200 円
	講座室	200 円
	クラブ室	200 円
	和室	200 円
	会議室	200 円
	調理実習室	200 円
	大集会室	1,750 円
米谷公民館	ホール	1,800 円
	日本間 1	200 円
	日本間 2	200 円
	研修室 1	200 円
	研修室 2	200 円
	研修室 3	200 円
	調理実習室	200 円
米川公民館	多目的ホール	1,200 円
	和室	200 円
	研修室 1	200 円
	研修室 2	200 円
	調理実習室	200 円
豊里公民館	研修室	200 円
	和室	200 円
	会議室	200 円
	柔道場	450 円
	中ホール	1,200 円
	大ホール	1,800 円
吉田公民館	大ホール	600 円
	調理室	250 円
	日本間	200 円
	講座室	200 円

中津山公民館	多目的ホール	1,350 円
	調理実習室	200 円
	講義室	200 円
	会議室	200 円
	音楽室	200 円
	研修室	250 円
	視聴覚室	350 円
石越公民館	多目的ホール	750 円
	研修室 1	300 円
	研修室 2	200 円
	青少年室	300 円
	創作室	300 円
南方公民館	ホール	1,050 円
	会議室	200 円
	日本間（全室）	300 円
	日本間（1 室）	200 円
	研修室（全室）	450 円
	研修室（1 室）	200 円
	視聴覚室	200 円
津山公民館	青年会室	250 円
	婦人講座室	300 円
	大会議室	300 円
	老人講座室	250 円
	調理実習室	300 円
	講堂	1,350 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市公民館条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施

行日前においても行うことができる。

議案第 96 号

登米市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について

登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「前納」を「納付」に改め、同項ただし書を削る。

第10条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 施設利用料金

施設名称	利用区分	利用料金（1時間当たり）
石森ふれあいセンター	研修室	300円
	和室	300円
	調理室	300円
	クラブ室	300円
	多目的研修施設	1,500円
	テニスコート（1面）	450円
	グラウンド	900円
宝江ふれあいセンター	研修室	300円
	和室	300円
	調理室	300円
	クラブ室	300円
	多目的ホール	1,350円
上沼ふれあいセンター	研修室	300円

	和室	300 円
	調理室	200 円
	クラブ室	200 円
	多目的ホール	900 円
浅水ふれあいセンター	研修室	300 円
	和室	250 円
	農産加工室	200 円
	クラブ室	200 円
	多目的ホール	1,050 円
	テニスコート（1面）	450 円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、利用料金を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、利用料金を10倍した額とする。
- 4 浅水ふれあいセンターのテニスコートの照明装置の利用料金は、1時間につき400円とする。
- 5 石森ふれあいセンターのグラウンドの照明装置の利用料金は、1時間につき1,500円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市ふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第8条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 97 号

登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例の一部を改正する 条例について

登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例（平成17年登米市条例第88号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例の一部を改正する条例

登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例（平成17年登米市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第 6 条の見出しを「（利用許可）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同項第 3 号中「施設使用」を「施設利用」に改める。

第 7 条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第 8 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条ただし書中「使用」を「利用を」に改める。

第13条中「使用者」を「利用者」に改め、同条第 1 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 3 号中「使用目的」を「利用目的」に、「使用しない」を「利用しない」に改める。

第14条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第 1 中「500円」を「750円」に改め、「午後 5 時」の次に「まで」を加え、同表備考 1 中「使用時間」を「利用時間」に改め、同表備考 2 中「使用者が使用する」を「利用者が利用する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例第6条第1項の規定によりされた許可は、改正後の登米市石ノ森章太郎ふるさと記念館条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定によりされた許可とみなす。
- 3 新条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 98 号

登米市善王寺コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例について

登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第89号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市善王寺コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
研修室	300円
実習室	300円
アリーナ	950円
ステージ	200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市善王寺コミュニティセンター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 16 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 99 号

登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について

登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例

登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

平筒沼農村文化自然学習館使用料

利用区分	使用料（1時間あたり）
研修室	300円
和室	300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市民俗資料館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第16条第3項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 100 号

登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について

登米市海洋センター条例（平成17年登米市条例第101号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市海洋センター条例の一部を改正する条例

登米市海洋センター条例（平成17年登米市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 体育館等使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
登米市中田B & G海洋センター	体育館	1,200円
	ミーティングルーム	200円
	武道館	850円
登米市米山B & G海洋センター	アリーナ	1,250円
	会議室	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

(2) 舟艇使用料

施設名称	利用区分	使用料（1艇当たり）
登米市迫B & G海洋センター	OPヨット	200円
	カヌー	200円

	ローボート	200 円
	サボットヨット	200 円
	12 フィートヨット	300 円
	B G カッター	500 円
	360 セールヨット	200 円
	420 ヨット	300 円
	530 ヨット	500 円
登米市中田 B & G 海洋センター	OP ヨット	200 円
	カヌー	200 円
	ローボート	200 円
	サボットヨット	200 円
	12 フィートヨット	300 円
	B G カッター	500 円
登米市米山 B & G 海洋センター	OP ヨット	200 円
	カヌー	200 円
	ローボート	200 円
	12 フィートヨット	300 円
	B G カッター	500 円
	360 セールヨット	200 円
	420 ヨット	300 円

備考

- 1 使用料は、午前(午前 9 時から正午まで)及び午後(正午から午後 5 時まで)の利用についてそれぞれ徴収する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を 10 倍した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市海洋センター条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 16 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施

行日前においても行うことができる。

議案第 101 号

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第11条」を「第12条」に、「第13条」を「第14条」に改め、「指定管理者」の次に「と、第9条及び第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」」を加える。

第4条第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第8条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「又は利用料金（以下「使用料等」という。）」を削り、同条第2項中「等」を削り、同条第3項を削る。

第9条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「等」を削り、同条第2号中「学校」を「市内の学校」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「等」を削る。

第16条中「使用料等」を「使用料又は利用料金」に改め、同条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条 第3条の規定により保健福祉施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

施設区分	施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
登米市老人福祉センター	迫老人福祉センター	集会室	450円
		ステージ	200円
		教養娯楽室	300円
		会議研修室	250円
		図書室	200円
		機能回復訓練室	300円
		健康相談室	200円
	登米老人福祉センター	教養娯楽室	300円
		集会室	300円
		会議室	300円
		付設作業所	200円
	中田老人福祉センター	調理実習室	300円
		娯楽室	450円
		会議室	450円
		付設作業室	450円
	石越福祉センター	ボランティア室	300円
		会議室（和室）	300円
		研修室	300円
		相談室	200円
		調理室	300円
	南方老人福祉センター	集会室	600円
教養娯楽室		300円	
調理室		250円	
津山老人福祉センター	生活相談室	200円	
	診察室	200円	
	健康相談室	200円	
	教養娯楽室	300円	
	集会室	250円	
	運動指導室	200円	
	栄養指導室	200円	
登米市保健福祉センター	中田保健福祉会館	研修室	750円
	米山総合保健福祉	集会室及び運動指導	750円

	センター	室	
		教養娯楽室	450 円
		栄養指導室	300 円
		調理実習室	300 円
登米市高齢者創造館	豊里高齢者趣味の交流館	多目的室	250 円
登米市高齢者コミュニティセンター	登米高齢者コミュニティセンター	集会室	200 円
		実習室	200 円
		休養娯楽室	200 円
		調理室	200 円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を 10 倍した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市保健福祉施設条例（以下「新条例」という。）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 11 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 102 号

登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 施設使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
迫農村環境改善センター	調理実習室	200円
	生活研修室	200円
	農事研修室	300円
	青年研修室	200円
	視聴覚室	200円
	多目的ホール	1,350円
中田農村環境改善センター	多目的ホール	1,200円
	農産加工室	450円
	視聴覚室	300円
	研修室	300円
	第1会議室	200円
	第2会議室	200円
	和室	200円

米山農村環境改善センター	多目的ホール	750 円
	生活講座室	200 円
	生活実習室	250 円
	視聴覚講座室	600 円
	農事研修室	200 円
	相談室	200 円
	農事育成室	200 円
	和室研修室 1	200 円
	和室研修室 2	300 円
	趣味の間	200 円
	テニスコート（1面）	450 円
南方農村環境改善センター	農事研修室	200 円
	ホール	1,050 円
	日本間（全室）	300 円
	日本間（2室）	200 円
	日本間（1室）	200 円
	茶室・作法室	200 円
	テニスコート（1面）	450 円
南方就業改善センター	研修室 1	300 円
	研修室 2	300 円
	和室 1	300 円
	和室 2	300 円
	調理室	300 円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市農村環境改善センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 103 号

登米市豊里多目的研修センター条例の一部を改正する条例 について

登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市豊里多目的研修センター条例の一部を改正する条例

登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的研修室	400円
青年研修室	400円
婦人研修室	200円
談話室	200円
健康相談室	200円
農産加工実習室	200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市豊里多目的研修センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料

について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(準備行為)

- 3 新条例第 15 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 104 号

登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について

登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例
登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第8条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
ミーティングルーム	200円
研修室	200円
調理室	200円
トレーニング兼大集会室	500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市南方定住促進センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 14 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 105 号

登米市津山林業総合センター条例の一部を改正する条例について

登米市津山林業総合センター条例（平成17年登米市条例第178号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市津山林業総合センター条例の一部を改正する条例

登米市津山林業総合センター条例（平成17年登米市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

登米市津山林業総合センター使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
小会議室	200円
大会議室	350円
研修兼視聴覚室	300円
健康増進室	450円
調理実習室	200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市津山林業総合センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 106 号

登米市公園条例の一部を改正する条例について

登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市公園条例の一部を改正する条例

登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第15条ただし書中「使用」を「利用」に改める。

別表第2の1の表中「使用時間」を「利用時間」に、「使用最終日」を「利用最終日」に改める。

別表第2の2の表中「使用時間」を「利用時間」に、「使用最終日」を「利用最終日」に改める。

別表第3の1の表中「一泊」を「1泊」に、「使用時間」を「利用時間」に改める。

別表第3の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 南方大嶽山交流ハウス・北上川親水公園使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
南方大嶽山交流ハウス	ステージ及び控室	400円
北上川親水公園	公園管理棟集会室	200円

別表第3の3の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 宿泊

利用区分	使用料（1人1泊当たり）
一般	3,000円
大学生、高校生等	2,000円
中学生、小学生	1,500円
小学生未満	無料

別表第3の3の(2)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料
和室 1	1 時間当たり	450円
和室 2		450円
管理室		200円
会議室		200円
調理室		200円
多目的ホール		900円
シャワー	1 回当たり	200円

別表第 3 の 8 の表中「使用時間」を「利用時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市公園条例（以下「新条例」という。）別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 16 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 107 号

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例について

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例（平成17年登米市条例第192号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部を改正する条例

登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例（平成17年登米市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用時間）」に改め、同条中「使用時間」を「利用時間」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条第1項中「使用者」を「利用者」に改める。

第9条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用者」を「利用者」に改め、同条第1号中「使用目的」を「利用目的」に、「使用しない」を「利用しない」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「使用許可」を「利用許可」に、「使用しない」を「利用しない」に改め、同条第4号中「使用者」を「利用者」に改め、同条第5号中「使用の」を「利用の」に、「使用許可」を「利用許可」に改める。

第10条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第1中「使用時間」を「利用時間」に、「使用最終日」を「利用最終日」に改める。

別表第2の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 宿泊

利用区分	使用料（1人1泊当たり）
------	--------------

一般	3,000円
大学生、高校生等	2,000円
中学生、小学生	1,500円
小学生未満	無料

別表第2の(2)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 宿泊以外

利用区分	単位	使用料
和室1室	1時間当たり	300円
和室全室		1,500円
調理室		300円
多目的ホール		600円
シャワー	1回当たり	200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例第4条第1項の規定によりされた許可は、改正後の登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定によりされた許可とみなす。
- 3 新条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 108 号

登米市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について

登米市勤労青少年ホーム条例（平成17年登米市条例第197号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

登米市勤労青少年ホーム条例（平成17年登米市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 施設使用料

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
東和勤労青少年ホーム	和室	300円
	研修室1	200円
	研修室2	200円
	調理室	250円
	音楽室	300円
	軽運動場	750円
	多目的ホール	1,950円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公

布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市勤労青少年ホーム条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第 19 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 109 号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市都市公園条例の一部を改正する条例
登米市都市公園条例(平成17年登米市条例第202号)の一部を次のように改正する。
第12条第2号中「学校」を「市内の学校」に改める。
別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

有料公園施設使用料

有料公園施設	利用区分	使用料（1時間当たり）
登米市光ヶ丘球場	野球場	800円
	会議室	300円
登米市梅ノ木グリーンパーク	テニスコート（1面）	450円
	多目的広場	900円
	集会室	300円
登米市豊里多目的広場	野球場	800円
	陸上競技場	900円
登米市大東球場	野球場	600円
	テニスコート（1面）	450円
登米市中江中央公園野外ステージ	野外ステージ	300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定は、こ

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 26 条第 2 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 110 号

登米市体育施設条例の一部を改正する条例について

登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市体育施設条例の一部を改正する条例

登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）の一部を次のように改正する。
第12条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表第3の1の表を次のように改める。

1 施設等使用料

(1) 施設使用料（プール以外）

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
登米市迫体育館	アリーナ（全面）	2,700円
	アリーナ（半面）	1,350円
	アリーナ（3分の1面）	900円
	卓球室	450円
	ステージ	450円
登米市登米総合体育館	アリーナ（全面）	4,200円
	アリーナ（半面）	2,100円
	アリーナ（3分の1面）	1,350円
	会議室	300円
	ステージ	600円
	トレーニングルーム	450円
登米市中田総合体育館	アリーナ（全面）	4,200円
	アリーナ（半面）	2,100円
	アリーナ（3分の1面）	1,350円

	会議室	200円
	ステージ	450円
	トレーニングルーム	900円
登米市中田体育センター	アリーナ	200円
	柔道場	200円
	会議室	200円
登米市吉田体育館	アリーナ	250円
登米市米山体育館	アリーナ	1,450円
	ミーティングルーム	200円
	小運動場	200円
登米市石越体育センター	アリーナ	1,500円
登米市南方体育センター	アリーナ	200円
登米市津山若者総合体育館	アリーナ（全面）	1,450円
	アリーナ（半面）	700円
	アリーナ（3分の1面）	450円
	多目的室	200円
	ステージ	200円
登米市迫武道館	剣道場	200円
	柔道場	200円
	ミーティングルーム	200円
登米市登米武道館	武道場	200円
登米市南方武道伝承館	剣道場	1,050円
	柔道場	1,050円
	ミーティングルーム	200円
登米市新田総合運動場	野球場	600円
	ゲートボール場	200円
登米市登米総合運動公園	多目的グラウンド	900円
	テニスコート（1面）	450円
	夜間照明（テニスコート）	400円
登米市東和総合運動公園	多目的グラウンド（全面）	900円
	多目的グラウンド（半面）	450円
	第2多目的グラウンド	900円
	野球場	800円

	テニスコート（1面）	450円
	テニスコート多目的室	300円
	夜間照明（テニスコート）	400円
	夜間照明（第2多目的グラウンド）	400円
登米市吉田運動場	野球場	600円
	管理棟	300円
	多目的施設和室	200円
	多目的施設研修室	200円
	多目的施設ホール	450円
	多目的施設調理室	200円
	夜間照明全灯（野球場）	3,000円
	夜間照明半灯（野球場）	1,500円
登米市中津山運動場	多目的グラウンド	900円
登米市石越総合運動公園	多目的グラウンド	900円
	野球場	800円
	テニスコート（1面）	450円
	ミーティングルーム	300円
	夜間照明（テニスコート）	400円
登米市南方総合運動場	アリーナ	1,950円
	多目的グラウンド	900円
	野球場	800円
	テニスコート（1面）	450円
	会議室	200円
	夜間照明（野球場）	3,000円
登米市南方東郷運動広場	多目的グラウンド	900円
	テニスコート（1面）	450円
登米市津山運動広場	多目的グラウンド	900円
登米市豊里運動公園	野球場	800円
	多目的グラウンド	600円
	夜間照明（野球場）	3,000円
	夜間照明（多目的グラウンド）	3,000円
登米市南方中央運動広場	多目的グラウンド	600円
登米市民プール	会議室1	300円

	会議室 2	300円
	フィットネススタジオ	300円
登米市中田球場	野球場	800円
	会議室	300円
	夜間照明	3,000円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。
- 4 卓球室を利用する場合は、卓球台の使用料を免除する。
- 5 登米市民プールのプールを専用利用する場合は、会議室等の使用料を免除する。

(2) プール使用料

施設名称	利用区分		単位	使用料
登米市民プール	一般利用	一般（普通券）	1人1回	550円以内
		一般（回数券）	11枚綴り	5,500円以内
		一般（会員券）	—	16,820円以内
		高校生（普通券）	1人1回	400円以内
		高校生（回数券）	11枚綴り	4,000円以内
		小中学生（普通券）	1人1回	300円以内
		小中学生（回数券）	11枚綴り	3,000円以内
	特別利用		1人1回	3,000円以内
	専用利用		午前	8,790円以内
			午後	11,210円以内
		夜間	16,820円以内	

備考

- 1 一般利用とは、特別利用及び専用利用以外で利用する場合をいう。
- 2 特別利用とは、市又は指定管理者が行う事業等に参加する場合をいう。
- 3 専用利用とは、水泳競技等を行うため施設を専用する場合をいう。
- 4 一般利用は、午前、午後及び夜間それぞれの区分の利用を1回とする。
- 5 幼児が一般利用をする場合は、無料とする。
- 6 会員券は、一般に限り発行し、6月間有効とする。
- 7 専用利用は、1コース2時間までの利用とし、10人以上の利用に限る。
- 8 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(3) 宿泊料

施設名称	利用区分	使用料（1人1泊当たり）
登米市中田総合体育館	和室（高校生以下の児童生徒等）	510円
	和室（一般）	1,020円
	洋室（高校生以下の児童生徒等）	510円
	洋室（一般）	1,020円
	指導員室（一般）	1,020円

備考

- 1 宿泊料は、浴室、シャワー、食堂及び厨房の利用を含むものとする。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第18条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 111 号

登米市中田生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

登米市中田生涯学習センター条例（平成18年登米市条例第63号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市中田生涯学習センター条例の一部を改正する条例

登米市中田生涯学習センター条例（平成18年登米市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「使用」を「利用」に改める。

第10条第2号中「学校、幼稚園及び保育所等」を「市内の学校、幼稚園、保育所等」に改める。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
教室1	450円
教室2	300円
教室3	300円
教室4（和室）	300円
スタジオ1	250円
スタジオ2	200円
学習室	450円
展示室1	300円
展示室2	300円
展示室3	300円
多目的ホール	1,350円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の登米市中田生涯学習センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 112 号

登米市高倉勝子美術館条例の一部を改正する条例について

登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市高倉勝子美術館条例の一部を改正する条例

登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（利用許可）」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「付す」を「付する」に改め、同条第3項中「使用」を「利用」に改める。

第10条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「その使用」を「その利用」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

施設の使用料

利用区分	使用料（1時間当たり）
多目的室	300円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市高倉勝子美術館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 新条例第 18 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 113 号

登米市長沼ボート場クラブハウス条例の一部を改正する条例について

登米市長沼ボート場クラブハウス条例（平成30年登米市条例第27号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市長沼ボート場クラブハウス条例の一部を改正する条例

登米市長沼ボート場クラブハウス条例（平成30年登米市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 宿泊

利用区分	使用料（1人1泊当たり）
一般	3,000円
大学生、専門学校生、高校生	2,000円
中学生、小学生	1,500円
小学生未満	無料

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 宿泊以外

利用区分	単位	使用料
集会室	1時間当たり	200円
食堂		450円
厨房		200円
和室（1室）		200円
シャワー	1人1回当たり	200円
トレーニング機器		200円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の登米市長沼ボート場クラブハウス条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例第17条第3項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 114 号

登米市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について

登米市市民活動支援センター条例（令和 5 年登米市条例第 26 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 9 月 7 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例
登米市市民活動支援センター条例（令和 5 年登米市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

利用区分	使用料（1 時間当たり）
研修室 1	300 円
研修室 2	200 円
和室	200 円
交流ホール	200 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定第1号

令和4年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第2号

令和4年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第3号

令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第4号

令和4年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第5号

令和4年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第6号

令和4年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第7号

令和4年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第8号

令和4年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊谷盛廣

認定第9号

令和4年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

認定第 10 号

令和 4 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月7日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

